

令和7年度 三川町立三川中学校部活動のガイドライン

三川町教育委員会
三 川 町 校 長 会

1. ガイドライン設定の趣旨

三川町では、学校教育の一環として行われる部活動とそれを支えるために保護者会等が主体的に行う活動が協力しながら、生徒の健全育成や競技力や演奏力等の向上に大きな成果を収めてきた。

これまで、平成17年度から取り組んできた山形県中学校長会の「部活動に関する申し合わせ事項」、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中学部編(平成30年12月)」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月文化庁)」を基本としながら、三川町教育委員会として部活動等に関する一定のルールを確認するため、三川町校長会の協力のもと、「三川町立三川中学校部活動のガイドライン」を設定し、部活動やクラブ活動に関わる生徒・保護者・教員・指導者に過度の負担をかけずに行うことのできる『持続可能なスポーツ・文化活動』の構築に取り組んできた。

令和2年9月に国の改革の方向性(「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」【文部科学省】)として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築をめざすことが示された。これを受け、三川町では、令和4年7月に三川中学校部活動懇談会において、本町としての改革の方向性を示し、令和5年より学校教員の指導の下に行われる部活動は月曜日から金曜日までの平日のみとし、休日は活動を行わないこととした。

これらのことをふまえ、これまでのガイドラインを国及び県の方針に照らして改定し、生徒及び教員にとって望ましい環境整備等について検討し、新たなガイドラインを設定した。

なお、本ガイドラインは、国及び県の今後の動向を踏まえ、毎年検討及び見直しを図るものである。

2. 部活動の定義

- (1) 部 活 動…中学校教育の一環として位置づけられているスポーツ活動および文化活動
※放課後及び長期休業中の平日の活動であり、教員(顧問)・部活動指導員が、指導・管理に当たる。

3. 部活動の活動について

(1) 授業日(平日)

- ① 平日の授業日(月～金 祝日を除く)の火、木、金曜日を活動日とする。
- ② 活動日数は、週3日以内とする。
- ③ 朝の活動を行わない。
- ④ 活動時間は、放課後2時間程度とする。

(2) 休業日(土・日・祝日)

① 休業日(土・日・祝日)は部活動を行わない。

② 中体連、中文連主催・共催の大会及びコンクール・事業等については、教員(顧問)引率の下、**部活動として活動することもできる。その場合は実施要項の文書受付を行い、校長が必ず確認を行うこと。**

③ 令和7年度については、**事前に校長の許可を得た上で**下記のような対応も可能とする。

中体連主催大会の2週間前からの休日に行う「練習試合」については、教員が指導・引率することもできる。また、文化部活動の大会(全日本吹奏楽コンクール、全日本アンサンブルコンテスト)の3週間前からの休日に行う活動についても教員が指導・引率することもできる。

※ただし半日程度の練習試合及び練習とする。

※土日2日間のうち1日以内、3連休の場合は2日以内とする。

※土日に連続しない祝日は校長判断とする。

(3) 長期休業中

- ① 土日、祝日の部活動は行わない。週3回(1日3時間程度)の活動を上限とする。
- ② 閉庁日の活動は行わない。

(4) 活動の停止

◎安全上の配慮から、以下のようなときには活動を行わない。

- ① 管理にあたる者が活動場所に不在のとき。
- ② 学校内で感染症等が流行したとき、もしくはその恐れがあるとき。
- ③ 台風の接近、熱中症や暴風雪警報の発令など、生徒の安全確保が困難なとき。
- ④ 三川町熱中症対策ガイドラインの規定に従い、原則暑さ指数(WBGT)が31℃以上のとき。

(5) 配慮事項

- ① 学校の定期テスト前は適宜、活動停止期間を設けるなど、学習に向かわせるよう配慮する。
- ② 生徒の地域行事への参加を優先させる。

4. 三川町教育委員会の責務

- ① 三川町校長会からの報告・具申を受け、本ガイドラインに改善すべき点があった場合は、速やかに改善を図る。
- ② 本ガイドラインについて、各競技団体や町PTA連合会など、関連する団体への周知を図る。

5. 三川町校長会の責務

- ①定例の町校長会議において、本ガイドラインの遵守状況等を定期的に確認する。
- ②本ガイドラインに改善すべき点があった場合は、速やかに町校長会議で協議し、改善点を町教育委員会に具申する。

6. 校長の責務

- ①本ガイドラインを教職員・生徒・保護者・三川町スポーツ文化振興協議会「子どもの地域クラブ活動」(以下「クラブ活動」とする)事務局に周知する。
- ②本ガイドラインと校内ルール遵守を確認した上で承認する。
- ③活動状況に対して、適切に指導・助言を行う。
- ④県外及び宿泊を伴う活動については、町教育委員会に届け出る。

7. 学校の責務

(1) 情報の共有

- ①クラブ活動の活動状況の把握に努める。
- ②部活動の活動状況についてクラブ活動側への情報提供に努める。
- ③テスト期間および感染症の流行等により部活動を停止するときは、その旨をクラブ活動事務局に伝え、活動停止の共通理解を図る。
- ④保護者の理解と協力を得るため、部活動等の運営に関する説明を適切に行う。

(2) 連絡会等の設置

- ①部活動とクラブ活動の連絡会を設置し、適宜開催する。

8. 外部指導者(三川町スポーツ文化振興協議会と校長の連名で委嘱)の要件

- ① 生徒の発育発達に応じた適切な指導を行う者
- ② 技術的な指導のみならず、人格形成に寄与する指導を大切にする者
- ③ 生徒や保護者及び学校とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築く者
- ④ 体罰や言葉の暴力等、行き過ぎた指導を行わない者
- ⑤ 必要に応じて研修会や講習会に参加するなど、自らの指導力の向上に努める者

※体罰・暴言等、著しく上記の指導者の要件に反する行動があったと確認された場合は、委嘱を解除する。